

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、同社C工場）における資格喪失日に係る記録を昭和62年2月1日に訂正し、61年12月及び62年1月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月25日から62年2月1日まで

私と一緒にA社B工場から同社D工場に異動した上司の厚生年金保険被保険者記録について訂正が認められたので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C工場に対する照会結果及び同僚の証言により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務（昭和61年12月25日に同社B工場から同社D工場に異動）していたことが確認できる。

また、A社C工場は、申立人の申立期間に係る給与は同社B工場から送金していたこと及びB工場において厚生年金保険料を給与から控除していたと回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年10月の社会保険事務所の記録から、同年12月分及び62年1月分を24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る保険料を納付していないことを認めており、また、事業主は申立人に係るA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日について、昭和61年12月25日として社会保険事務所に届け出たことが、A社C工場から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月分及び62年1月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を

行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C支店）における資格取得日に係る記録を平成13年3月7日に、資格喪失日に係る記録を同年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月7日から同年3月27日まで

私は、A社B支店に勤務していた。給与明細書を持っているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び事業所保管の社員カードにより、申立人がA社B支店に平成13年3月7日から同年3月26日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を事務処理上の誤りにより社会保険事務所に提出していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 45 年 4 月 1 日から同年 5 月 5 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 4 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を同年 5 月 5 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る昭和 45 年 4 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 21 日から同年 5 月 7 日まで

私は A 社に勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、厚生年金保険に加入しているはずである。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している賃金支給明細表及び人事関係資料から申立人は、申立期間のうち昭和 45 年 4 月 1 日から同年 5 月 4 日までの期間において勤務していたことが確認でき、同年 4 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 45 年 4 月の標準報酬月額は、当該事業所が保管している同年 4 月分賃金支給明細表から控除されている厚生年金保険料から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 4 月の保険料に

ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 45 年 3 月 21 日から同年 3 月 31 日までの期間については、当該事業所が保管する人事関係資料及び申立人から提出のあった新入社員基礎講習会修了証書からは、当該事業所に勤務していたことは確認できない。また、同年 5 月 5 日から同年 5 月 7 日までの期間については、当該事業所が保管している営業所長から本社総務部長に申立人の退職を報告した書類に、同年 5 月 4 日退職の記載があることから当該事業所における勤務実態は確認できない。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和 45 年 3 月 21 日から同年 3 月 31 日までの期間及び同年 5 月 5 日から同年 5 月 7 日までの期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和39年2月29日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要であり、38年9月の標準報酬月額については、1万8,000円、同年10月から39年1月までは2万4,000円とすることが必要である。

また、申立期間のうち昭和39年2月29日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（オンライン記録ではC社、40年5月17日に名記変更。記号番号払出簿及び事業所別被保険者名簿ではB社となっている。）における資格取得日に係る記録を39年2月29日とし、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち昭和39年2月及び同年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年9月29日から39年4月1日まで

私は昭和37年4月5日にA社に入社し、D社に勤務していた。申立期間について社会保険事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、加入記録が無いと回答された。

間違い無く勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の保管している資料及び元同僚の証言等から、申立人が申立期間においてA社（社名変更後は、B社）に継続して勤務し、勤務地はD社であったことが確認できる。

2 申立期間のうち昭和38年9月29日から39年2月29日までの期間については、社会保険事務所が保管しているA社の事業所別被保険者名簿により、申立人を含む39人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録が同社の全喪日である同年2月29日から38年9月29日に5か月遡<sup>さきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

また、同被保険者名簿に、当該訂正処理が行なわれた 39 人に係る昭和 38 年 10 月の定時決定記録が記載されていることから、かかる訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立てに係る申立人の資格喪失日は当初の記録のとおり昭和 39 年 2 月 29 日であると認められる。

なお、昭和 38 年 9 月から 39 年 1 月までの標準報酬月額については、37 年 10 月及び 38 年 10 月の社会保険事務所の記録により、同年 9 月は 1 万 8,000 円、同年 10 月から 39 年 1 月までは 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち昭和 39 年 2 月 29 日から同年 4 月 1 日までの期間については、A 社は、B 社に社名変更する際に、同年 2 月 29 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされており、同日において、28 人の被保険者資格を喪失させ、社名変更後の B 社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 3 月 1 日以降において、上記の 28 人に再度被保険者資格を取得させていることが確認できる。この 28 人のうち、証言を得ることができた複数の者は、「当該期間を継続して勤務し、給与から保険料控除がされていた」と供述しているところ、申立人と同職種である元社員が保管している当時の給与明細書では、資格喪失後の期間も厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A 社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、昭和 39 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額については、39 年 4 月の社会保険事務所の記録から、2 万円とすることが妥当である。

他方、社会保険事務所の記録によれば、B 社は申立期間のうち昭和 39 年 2 月 29 日については厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、複数の元従業員の証言から、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としているが、申立人の申立期間のうち昭和 39 年 2 月において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の同年 2 月及び同年 3 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額を平成2年1月から2年9月までは22万円、2年10月から3年9月までは24万円、3年10月から5年9月までは26万円とすることが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は平成5年12月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月1日から5年10月1日まで  
② 平成5年10月31日から同年12月1日まで

私が勤務していたA社において、厚生年金保険の標準報酬月額と資格喪失日が訂正されていることが分かった。

当時の給与明細書を提出するので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成2年1月から2年9月までは22万円、2年10月から3年9月までは24万円、3年10月から5年9月までは26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の約14か月後の7年1月27日に、申立人の申立期間の標準報酬月額は遡<sup>そきゅう</sup>及して15万円に引き下げられている。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に標準報酬月額が遡<sup>そきゅう</sup>及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった給与明細書によれば、申立期間①の厚生年金保険料控除額をもとに計算した標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額と一致しているこ

とが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成2年1月から2年9月までは22万円、2年10月から3年9月までは24万円、3年10月から5年9月までは26万円）に訂正することが必要である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録において、申立人の当該事業所における資格喪失日は、当初、平成5年12月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の約2か月後の6年1月20日に、申立人の資格喪失日を遡及<sup>そきゅう</sup>して5年10月31日とする訂正処理が行われている。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所における多数の被保険者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降<sup>そきゅう</sup>に遡及して資格喪失日の訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年12月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から26万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額を平成2年1月から2年9月までは13万4,000円、2年10月から3年9月までは14万2,000円、3年10月から5年9月までは15万円とすることが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は平成5年12月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については16万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月1日から5年10月1日まで  
② 平成5年10月31日から同年12月1日まで

私が勤務していたA社において、厚生年金保険の標準報酬月額と資格喪失日が訂正されていることが分かった。

当時の預金通帳を提出するので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成2年1月から2年9月までは13万4,000円、2年10月から3年9月までは14万2,000円、3年10月から5年9月までは15万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の約14か月後の7年1月27日に、申立人の申立期間の標準報酬月額は遡及して11万円に引き下げられている。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった預金通帳によれば、申立期間①において訂正前の標準報酬月額に相当する給与の支給を受けていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成2年1月から2年9月までは13万4,000円、2年10月から3年9月までは14万2,000円、3年10月から5年9月までは15万円）に訂正することが必要である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録において、申立人の当該事業所における資格喪失日は、当初、平成5年12月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の約2か月後の6年1月20日に、申立人の資格喪失日を遡及<sup>そきゆう</sup>して5年10月31日とする訂正処理が行われている。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所における多数の被保険者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降<sup>そきゆう</sup>に遡及して資格喪失日の訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年12月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から16万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額を平成2年1月から2年9月までは34万円、2年10月から3年9月までは36万円、3年10月から4年9月までは38万円、4年10月から5年9月までは41万円とすることが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は平成5年12月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については38万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月1日から5年10月1日まで  
② 平成5年10月31日から同年12月1日まで

私が勤務していたA社において、厚生年金保険の標準報酬月額と資格喪失日が訂正されていることが分かった。

当時の預金通帳を提出するので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成2年1月から2年9月までは34万円、2年10月から3年9月までは36万円、3年10月から4年9月までは38万円、4年10月から5年9月までは41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の約14か月後の7年1月27日に、申立人の申立期間の標準報酬月額は遡及して20万円に引き下げられている。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった預金通帳によれば、申立期間①において訂正前の標準報酬月額に相当する給与の支給を受けていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成2年1月から2年9月までは34万円、2年10月から3年9月までは36万円、3年10月から4年9月までは38万円、4年10月から5年9月までは41万円）に訂正することが必要である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録において、申立人の当該事業所における資格喪失日は、当初、平成5年12月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の約2か月後の6年1月20日に、申立人の資格喪失日を遡及<sup>そきゅう</sup>して5年10月31日とする訂正処理が行われている。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所における多数の被保険者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降<sup>そきゅう</sup>に遡及して資格喪失日の訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年12月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から38万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額を平成2年1月から2年9月までは15万円、2年10月から4年9月までは16万円、4年10月から5年9月までは17万円とすることが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は平成5年12月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については17万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成2年1月1日から5年10月1日まで  
② 平成5年10月31日から同年12月1日まで

私が勤務していたA社において、厚生年金保険の標準報酬月額と資格喪失日が訂正されていることが分かった。

当時の預金通帳を提出するので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成2年1月から2年9月までは15万円、2年10月から4年9月までは16万円、4年10月から5年9月までは17万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の約14か月後の7年1月27日に、申立人の申立期間の標準報酬月額は遡及して11万円に引き下げられている。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった預金通帳によれば、申立期間①において訂正前の標準報酬月額に相当する給与の支給を受けていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成2年1月から2年9月までは15万円、2年10月から4年9月までは16万円、4年10月から5年9月までは17万円）に訂正することが必要である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録において、申立人の当該事業所における資格喪失日は、当初、平成5年12月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の約2か月後の6年1月20日に、申立人の資格喪失日を遡及<sup>そきゅう</sup>して5年10月31日とする訂正処理が行われている。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所における多数の被保険者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降<sup>そきゅう</sup>に遡及して資格喪失日の訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年12月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から17万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額を平成2年1月から2年9月までは14万2,000円、2年10月から3年6月までは15万円、3年7月から5年9月までは19万円とすることが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は平成5年12月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金被保険者資格の喪失の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月1日から5年10月1日まで  
② 平成5年10月31日から同年12月1日まで

私が勤務していたA社において、厚生年金保険の標準報酬月額と資格喪失日が訂正されていることが分かった。

当時の給与明細書を提出するので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成2年1月から2年9月までは14万2,000円、2年10月から3年6月までは15万円、3年7月から5年9月までは19万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の約14か月後の7年1月27日に、申立人の申立期間の標準報酬月額は遡及して11万円に引き下げられている。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった給与明細書によれば、申立期間①の厚生年金保険料控除額をもとに計算した標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額と一致しているこ

とが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成2年1月から2年9月までは14万2,000円、2年10月から3年6月までは15万円、3年7月から5年9月までは19万円）に訂正することが必要である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に在籍していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録において、申立人の当該事業所における資格喪失日は、当初、平成5年12月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の約2か月後の6年1月20日に、申立人の資格喪失日を遡及<sup>そきゅう</sup>して5年10月31日とする訂正処理が行われている。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所における多数の被保険者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降<sup>そきゅう</sup>に遡及して資格喪失日の訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年12月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から20万円とすることが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 33 年 6 月まで

A社に昭和 29 年 4 月から 33 年 6 月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は無かった。間違いなく勤務したので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、B社）の申立期間当時の複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入についてB社に照会したが、当時の関係書類が保管されておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所は昭和 35 年 2 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立期間当時当該事業所に勤務していた元同僚は「厚生年金保険の加入は昭和 35 年からだったと思う」と供述しており、複数の元同僚は厚生年金保険の適用事業所となった 35 年 2 月 1 日被保険者の資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 7 月 22 日から 25 年 7 月 31 日まで  
私は、昭和 24 年 6 月 1 日に A 事業所 B 工場に転勤となり、25 年 7 月 31 日に同社閉鎖となるまで勤務していたが、24 年 7 月 22 日以降の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の辞令及び複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において A 事業所 B 工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は昭和 25 年 5 月 31 日に全喪し、当時の代表取締役及び役員も既に死亡又は所在不明であることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入記録について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格得喪年月日は、昭和 24 年 6 月 1 日資格取得、同年 7 月 22 日資格喪失と記録されているほか申立人の加入記録は無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

さらに、当該事業所の工場が閉鎖されるまで勤務し、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚についても、申立期間における加入記録が見当たらない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚 33 名のうち、11 名が申立人と同日に資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 15 日から 45 年 4 月 30 日まで

私は、申立期間について川の護岸工事でA社に勤務した。同僚に代わって運転したこともある。同じ時期に働いていた人や母も厚生年金保険の年金を受給しているが、私に厚生年金保険の加入記録が無いのは疑問である。給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る申立期間について、同社の寮に住込みで勤務していたと供述しているところ、申立人の申立期間当時の住民票の住所地が同社と同じであること及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入記録について当該事業所に照会したが、同社は「当時の資料が無く不明」と回答しており、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、当該事業所に当時一緒に勤務したとする複数の同僚に照会したところ、同僚の中には申立期間において厚生年金保険の被保険者になっていない者がいる上、申立人の厚生年金保険の加入について、申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 379 (事案 41 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 10 日から同年 9 月 4 日まで  
亡夫は、申立期間中は、A丸に機関士として乗船勤務していたので、船員保険被保険者としての記録が無いとされるのは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の船員保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の船員手帳によると、申立人が申立期間中にA丸に乗船勤務した経緯が記載されていないこと、ii) 申立人の妻から、申立期間における給与明細書等、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により控除されていたことを確認できる資料の提出が無い上、事業主は既に廃業しており、申立てに係る船員保険料が控除された事実を確認できる関連資料が無いこと、iii) 申立期間は結婚前であり、申立人の妻は、申立人から申立期間における船員保険料の控除等の状況を聞いていないほか、船舶所有者及び当時の同僚は既に死亡しており、関係者(船舶所有者の家族及び同僚の妻)からも、申立内容を裏付ける証言を得ることができなかったこと、iv) 社会保険事務所の保管する船員保険被保険者名簿について、昭和 32 年から 37 年の範囲で確認したところ、申立人の氏名が記載されていなかったほか、記号番号にも欠番が見られなかったことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 4 月 24 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の妻は、申立人が乗船していたA丸の元船長(死亡)の妻が作成した証明書を提示して、申立人が船員保険に加入していたと主張するが、この証明書は、元船長がA丸に乗船勤務した期間を元船長の船員手帳から転記したものであり、申立人の船員保険への加入状況を何ら立証するものではない

ことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。